

機械貸借単価契約書

1. 契約名 後志森林管理署外敷地内除排雪作業単価契約

2. 予定総契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

3. 契約金額等

品 名	予定数量等	単位当たり賃料 (税込み)
バックホウ (山積 0.80 m ³ 級)	50 時間	円/時間
ホイールローダ (バケット山積 2.4 m ³ 級)	160 時間	円/時間
ダンプ (10 t)	140 時間	円/時間
屋根雪下ろし (人)	70 時間	円/時間
バックホウ 運搬経費	20 t 車 20 km まで 5 回	円/回

4. 履行期間 契約日の翌日から令和7年3月31日

5. 履行場所 後志森林管理署及び京極森林事務所

6. 契約保証金 免除

上記契約について、賃借人 分任支出負担行為担当官 後志森林管理署長 高濱 美樹
と貸借人 との間において次の条項に
より契約を締結し、その契約成立の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各
自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 虻田郡倶知安町北2条東2丁目
分任支出負担行為担当官
後志森林管理署長 高濱 美樹

貸借人

契 約 条 項

(総 則)

第1条 賃借人及び貸貸人は、この契約条項に従い、日本国の法律を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 貸貸人は、この契約書に基づき、頭書の期間、輸送及び運転員付機械を賃借人に貸貸するものとする。

3 貸貸人の運転員等は、この作業において貸貸人に代わり一切の責任を負うものとする。

(作業指示)

第2条 本契約は、作業期間中賃借人の要請の都度、頭書作業に従事するものとする。

(代金の確認)

第3条 本契約に基づいて、賃借人が貸貸人に支払う代金は、1時間当たりの稼働単価及び1回当たりの輸送単価に第4条に規定する確認時間及び輸送回数をもって確認するものとする。

(作業の確認)

第4条 貸貸人は、作業に従事した時間及び輸送について、その都度監督職員から確認を受けるものとし、監督職員が作成する「機械稼働及び輸送確認票」、「運転時間確認票・集計表」をもって確認するものとする。

(権利、義務の譲渡等)

第5条 貸貸人は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。

(委任又は下請けの禁止)

第6条 貸貸人は、この契約の履行について、第三者に委任若しくは請け負わせてはならない。

(監督職員)

第7条 賃借人は、作業の実行について、賃借人に代わって監督又は指示する監督職員を選任することができる。

ただし、この場合は別に定める様式により、賃借人は貸貸人に通知するものとする。

(機械の輸送)

第8条 作業に使用する機械の輸送は、往路については作業現場のある最寄りの拠点から作業着手地点までとし、復路については作業終了現場からその最寄りの拠点までとする。

(作業の変更及び中止)

第9条 賃借人は、必要がある場合は、注文書の内容を変更し若しくは注文を一時中止し又は打ち切ることができる。

(使用機種)

第10条 賃貸人は、約定した機械以外の形式性能等の異なるものを使用してはならない。ただし、賃借人が認定した場合はこの限りではない。

(損害の負担)

第11条 作業の実行中に生じた人員その他一切の損害は、全て賃貸人の負担とする。ただし、賃借人の責に帰すべき理由による損害についてはこの限りではない。

(第三者に与えた損害)

第12条 賃貸人は、作業の実行中第三者及び器物に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由による損害についてはこの限りではない。

(契約代金の支払)

第13条 賃借人は、賃借機械の使用を全部又は部分完了したときは、速やかに賃貸人に連絡するものとする。

2 賃貸人は、所定の手続きに従って代金の支払を請求するものとする。

3 賃借人は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内に口座振込によって支払わなければならない。

4 賃借人の都合により支払が遅れたときは、期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、支払代金に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項の規定による財務大臣の決定する率で計算した遅延利息を支払うものとする。

(部分払)

第14条 賃貸人は、契約期間中に運転既済部分に対する賃貸料金を請求することができるものとする。

2 賃借人は、賃貸人から部分払の請求があったときは、その日から30日以内に運転時間確認票に基づき、代金を支払わなければならない。

(賃借人の解除)

第15条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約の一部又は全部を解除することができるものとする。この場合は違約金として、契約金額の100分の1に相当する金額を賃借人が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 賃貸人が契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき。

(2) 賃貸人が契約の解除を申し出たとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により、賃貸人が契約の解除を申し出たとき。

2 賃借人は、前項の規定により契約を解除した場合、これにより生ずる賃貸人の損

害は一切補償しない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、履行場所に納入された数量等があるときは、賃借人は、必要と認めるものみに検査し、検査に合格したものについては、賃借人の所有とし、売買代金を支払うものとする。

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項、第2項及び第3項に該当する場合とみなす。

- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（賃貸人の解除権）

第16条 賃貸人は、次の各号の一に該当する事実があるときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 賃借人がこの契約に違反したとき。
- (2) 第9条に規定する注文の中止期間が計画期間の3分の2以上に達したとき。

（支払金額との相殺）

第17条 この契約に基づき、賃貸人より納付する債務が生じたときは、賃借人よりの支払金額と相殺するものとする。

もし賃貸人の支払うべき債務が、賃借人の支払う金額を超過するときは、賃貸人はその超過額を賃借人の指示するところにより、これを納入しなければならない。

（特約条項）

第18条 別紙1「談合等の不正行為に関する特約条項」及び別紙2「暴力団排除に関する特約条項」のとおりとする。

（契約外の事項）

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人、賃貸人、協議のうえ、定めるものとする。

（紛争の解決）

第20条 本契約について、紛争が生じた場合は、第三者の調停により、解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、賃借人、賃貸人、協議のうえ、定めるものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第 1 条 甲（借借人をいう。以下同じ。）は、この契約に関し、乙（貸貸人をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 2 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は

乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（借借人をいう。以下同じ。）は、乙（貸貸人をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

機械の賃貸借契約については、契約書によるほか、この仕様書に定めるところによる。

1. 本契約に基づき、機械を稼働させようとする場合は、監督職員の指示により稼働しなければならない。
2. 賃貸人は、監督職員に対して、機械名、機械番号等を通知しなければならない。
なお、通知済みの機械を変更する場合も同様とする。
3. 賃貸人は、機械の稼働については細心の注意を払い、安全及び効率的な作業に努めなければならない。
なお、稼働中に事故が発生した場合は速やかに監督職員に通知するものとする。
4. 機械の稼働時間は、原則として7時から17時までとする。
ただし、監督職員の指示により変更する場合はこの限りでない。
5. 賃貸借料は、「運転時間確認票・集計表」の運転時間累計に契約単価を乗じて得た金額とする。
この場合、運転時間累計（毎月末をもって精算する場合は、月別の運転累計）に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。
6. 除雪作業は、原則10cm以上の降雪があった場合に行うものとし、除雪箇所は事前に監督職員と打合せのうえ決定するものとする。
ただし、監督職員の指示による場合はこの限りでない。
7. その他必要な事項については、監督職員の指示によるものとする。

屋根雪下ろし作業仕様書

屋根雪下ろし作業については、契約書によるほかこの仕様書に定めるところによる。

1. 本契約に基づき作業を開始しようとする場合は、監督職員の指示によらなければならない。
2. 屋根雪下ろし代金については、監督職員が作業時間を確認し、1時間当たりの単価を乗じて算出した金額とする。
3. 作業に当たっては、実施前に作業内容について監督職員と十分な打合せを行い、現場全般について熟知の上実施すること。
また、必ず落下防止措置を講じる等、常に安全作業を心がけること。
4. 単価には必要な道具類の経費、労賃一切の経費を含むものとする。
5. その他必要な事項については、監督職員の指示によるものとする。

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様式第5号（第4条）

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

後志森林管理署長 高濱 美樹 殿

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

ただし、後志森林管理署外敷地内除排雪作業単価契約の代金
内訳は別紙のとおり

上記のとおり、入札心得、入札公告、仕様書、契約書(案)を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第6号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
後志森林管理署長 高濱 美樹 殿

運転時間確認票・集計表

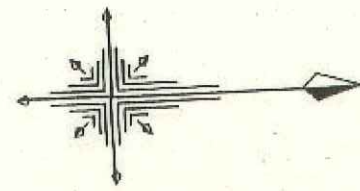
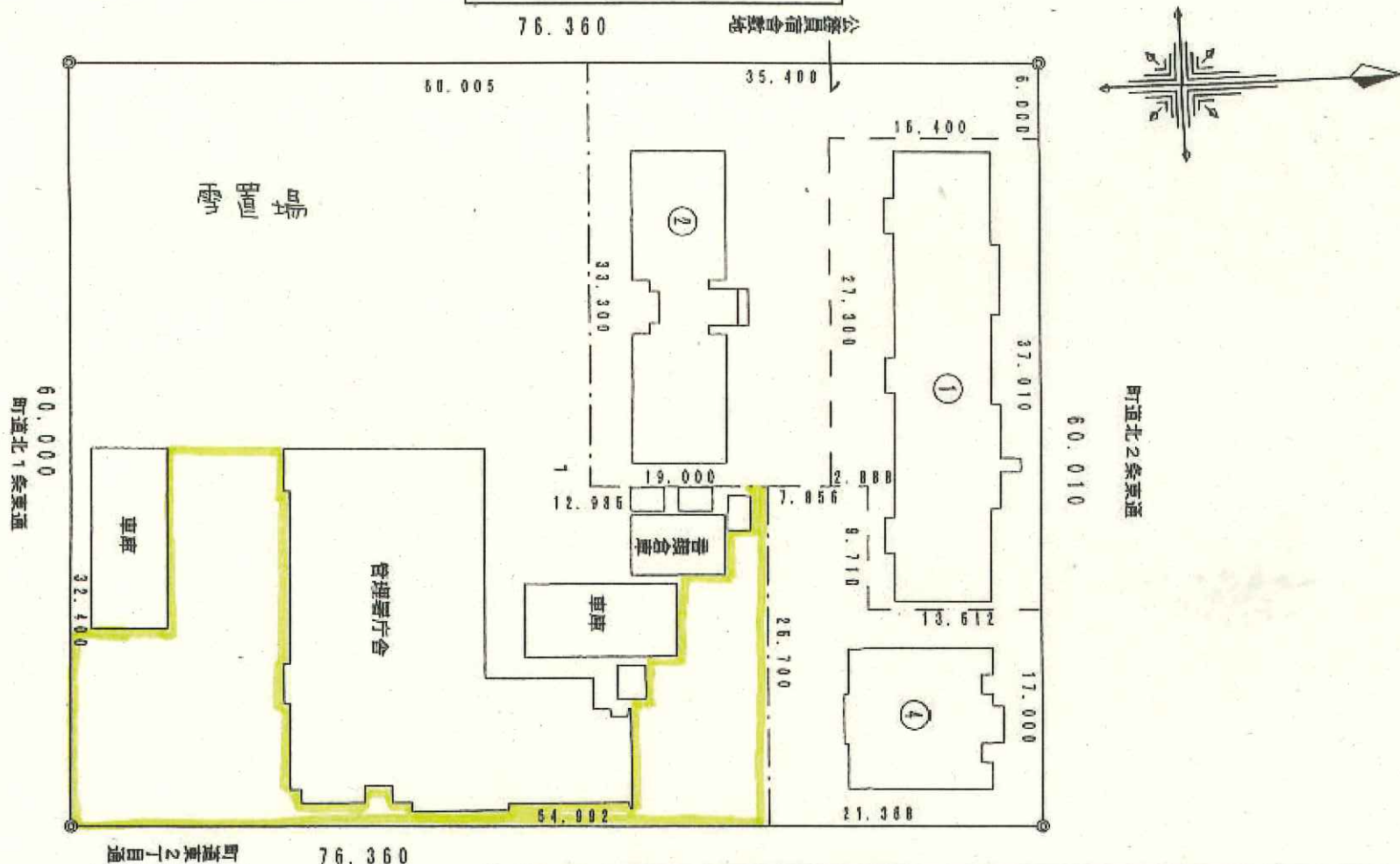
契約期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

契約名 後志森林管理署外敷地内除排雪作業単価契約

作業名

月	日	時間 目	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	運転時間		運転者氏名	確認	監督職員 確認者官職氏名	確認	
																	分					累計
月	日	運転時間																				
		整備修理																				
		休憩時間																				
		その他 記事																				
月	日	運転時間																				
		整備修理																				
		休憩時間																				
		その他 記事																				
月	日	運転時間																				
		整備修理																				
		休憩時間																				
		その他 記事																				
月	日	運転時間																				
		整備修理																				
		休憩時間																				
		その他 記事																				
月	日	運転時間																				
		整備修理																				
		休憩時間																				
		その他 記事																				
月	日	運転時間																				
		整備修理																				
		休憩時間																				
		その他 記事																				
月	日	運転時間																				
		整備修理																				
		休憩時間																				
		その他 記事																				

建物配置図



片舎数地 2,788.35㎡

宿舍数地 1,793.67㎡

縮尺 1:500

宿舍名	営林署宿舍	所在地	俱知安町北2条東2丁目	敷地面積(今回使用面積/全体使用面積)	㎡/ ㎡
計画建物	構造・階数			建ぺい率(実行/法定)	60
	規格・戸数			容積率(実行/法定)	200
用途地域	2種住居	宿舍戸数(整備前/整備後)	14戸 / 14戸	駐車台数(整備前/整備後)	14台 / 14台

配 置 図	
宿 舎	京極森林事務所宿舎
所在地	京極町字京極
縮 尺	1 : 300

